

令和7年度石垣市ふるさと納税管理事務業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、石垣市（以下、「本市」という。）のふるさと納税に係る受付の寄附、寄附情報の管理、返礼品の発注・配送管理、新規登等の事務の効率化を図るに当たって、必要な業務を委託する事業者をプロポーザル方式により選定することについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業 務 名

石垣市ふるさと納税管理事務業務委託

(2) 内 容

石垣市ふるさと納税管理事務業務委託を実施する。詳細は、別紙「石垣市ふるさと納税管理事務業務仕様書」を参照。

※ただし、本業務の開始日は令和7年4月1日とし、優先交渉権者決定の翌日から令和7年3月31日までは引き継ぎ及び業務開始準備期間とすることができる。なお、当該準備期間中に発生する費用については原則受託者が負担することとする。

(3) 委託期間：契約締結日から令和8年3月31日まで

※本市が業務履行状況を良好と認めた場合には、年度ごと予算の範囲内で随意契約をできるものとする。

(4) 提案限度額

寄附額の4.1%（消費税及び地方消費税を含む）を限度額とします。

※寄附金額に一定割合を乗じた額を業務委託費用とし、返礼品および返礼品発送代の実費、寄附受領証明書・ワンストップ特例申請・お礼状等の作成・郵送料は業務委託費用に含まず、別途支払うものとする。また、ポータルサイト手数料、クレジット決済手数料は業務委託費用に含みません。

※令和5年度寄附金額は、1,540,878,247円。

※提案限度額は、予定価格を示すものではありません。今後成立する予算の内容に応じて、事業内容の変更等を行う場合があります。

3 参加資格

次に掲げる事項を全て満たす事業者とする。

(1) 法人格を有している者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 国及び地方公共団体等において指名停止を受けていないこと。
- (6) 県内に本社、支社又は営業所等を有する事業者又は常に連絡及び調整ができるような体制を整えている事業者であること。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 法）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号に規定するものでないこと。
- (8) 石垣市内にある返礼品提供事業者と連携し、円滑な業務遂行を行うための運用体制が構築できること。
- (9) プライバシーマーク又は ISMS 認証の登録の証又はそれらと同等のセキュリティ規格を証明するもの。

※今後取得の見込みの場合は不要

4 実施手順

実施要領の公表から受託者候補者選定までの実施手順（概要）は、以下のとおりです。

項目	時期
実施要領の公表	令和 6 年 1 2 月 2 7 日（金）
実施要領に対する質問受付期間	令和 7 年 1 月 1 7 日（金）
参加申込書提出期限	令和 7 年 1 月 2 4 日（金）
参加資格審査結果通知	令和 7 年 1 月 2 9 日（水）
企画提案書受付締切	令和 7 年 2 月 7 日（金）
プレゼンテーションの実施	令和 7 年 2 月 1 3 日（木）
項目	時期
優先交渉権者選定結果の通知	令和 7 年 2 月中旬～下旬
契約の締結	令和 7 年 4 月 1 日（火）
業務の開始	令和 7 年 4 月 1 日（火）

※日程は都合により変更することがあります。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

様式 1 「質問書」に質問内容を記載の上、メールにより提出してください。

(2) 受付メールアドレス

furusatosousei@city.ishigaki.okinawa.jp

※本委託業務に関するメールを上記アドレスに送信する際は、メールのタイトルに「【ふるさと納税プロポ：企業名】 件名」を必ず入力してください

(3) 受付期限

令和7年1月17日（金）午後5時まで

(4) 回答方法

提出期日後、石垣市ふるさと創生課ホームページに質問者に関する情報は伏せたうえで、速やかに回答を掲載します。ただし、他の応募事業者に関する質問には応じません。

6 参加意向申出について

(1) 提出書類について

上記「3 参加資格」をすべて満たし、公募型プロポーザルへの参加を希望する事業者は以下の書類を提出してください。

	提出書類	様式	部数
1	質問書	1号	1部
2	参加申込書兼誓約書	2号	
3	会社概要書 ※会社概要の分かるパンフレットがある場合は、その資料も併せて提出すること	4号	
4	業務実施体制調書	5号	
5	類似業務実績調書 ※証明する契約書の写しも提出すること	6号	
6	直近1年分の財務諸表の写し（貸借対照表及び損益計算書）	-	
7	履歴事項全部証明書（原本）※提出日より3か月以内に発行されたもの	-	
8	消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（原本） ※申告している税務署が発行する納税証明書 ※提出日より3か月以内に発行されたもの	-	
9	プライバシーマーク等を取得している場合は、その証書の写し	-	

(2) 提出期限

令和7年1月24日（金）【期限内必着】

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。ただし、郵送の場合は、本市への送達が証明できる書留等によるものとします。

(4) 提出先

「13 問合せ及び提出先」に同じです。

(5) 参加資格審査結果の通知

提出書類に基づき、「3 参加資格」に定める参加資格要件を有する事業者であるか審査を行い、審査結果の通知をいたします。

7 企画提案書等の提出

別途「石垣市ふるさと納税プロモーション業務委託」に係るプロポーザルを実施しています。この業務に係る募集要領及び仕様書等の内容についても十分把握したうえで企画提案を行ってください。

「6 (5) 参加資格審査の通知」によって、参加資格を有する旨通知を受けた事業者については、以下のとおり企画提案書等を提出してください。

(1) 提出書類

提出書類は表 1 のとおりです。

表 1 提出書類一覧

提出書類	作成上の注意点	綴込順
(様式 3) 企画提案書表紙	定められた様式を使用すること。	1
企画提案書 (任意様式)	①用紙サイズ A4 で作成すること。 ②表紙を除き 30 ページ以内とする。 ③企画提案書の作成に当たっては、審査基準の内容を含めて作成すること。 ④下部中央にページ番号をふること。	2
(様式 7) 参考見積書	定められた様式を使用すること。	3

(2) 提出部数

提出書類は、正本 1 部と副本 5 部 (副本はコピー可) をそれぞれ製本し、提出してください。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。ただし、郵送の場合は、本市への送達が証明できる書留等によるものとします。

(4) 提出先

「13 問合せ及び提出先」に同じです。

(5) 提出期限

令和 7 年 2 月 7 日 (金) 【期限内必着】

8 候補者の選定

(1) 書類審査

参加申込書類の確認後、参加資格要件を満たす者に対し、参加承認をメール及び書面にて通知し、審査項目に基づく一次審査を行います。

なお、応募多数の場合は、一次審査 (書類審査) の結果により、審査結果の高い者から上位 5 者程度を審査会 (プレゼンテーション) 対象者とします。

なお、ここで実施する書類審査はあくまで審査会（プレゼンテーション）への参加者を選定するために事務局が実施するものであり、その結果は審査会（プレゼンテーション）における審査基準には反映されません。

審査結果は、参加事業者全員に対し自己の結果のみを通知するものとし、審査及び結果に関する質問や異議は受け付けませんものとしします。

9 プレゼンテーションの実施

企画提案書等を提出期限内に提出した事業者は、本市が指定する日時、場所にて提案する業務内容について提出書類に基づき、プレゼンテーションを行います。

(1) 審査日：令和7年2月13日（木）

※予定（変更の場合はプレゼンテーション参加者に通知する）

(2) 審査時分

事業者につき、持ち時間は30分とする（提案内容説明は20分以内、質疑応答は10分以内）。

(3) 出席者

事業者3名以内とする。

(4) プレゼンテーションの方法

提案資料によるプレゼンテーションに限る。なお、プレゼンテーションにおけるモニター（HDMI ケーブルにより接続するもの）は本市で用意するが、パソコン等は参加者が用意するものとする。

(6) 失格条件

①指定した時間に遅れた場合。

②提出書類に虚偽の記載をした場合。

10 選定方法等

企画提案書等の提出及びプレゼンテーションの内容を基に、審査委員会において、評価及び選定を行う。企画提案者ごとに「審査基準」に基づき評価を行い、総評価得点が最上位の者を優先交渉権者事業者として決定し、次に得点の高かった者を、次点の事業者として決定する。

11 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 参加資格を満たさなくなった場合

(3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合

(4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合

(5) 前各号に定めるもののほか提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合

12 その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (2) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は、一切認めません。
- (3) 提出された書類については、返却しません。
- (4) 企画提案書について情報公開請求があった場合は、石垣市情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがあります。
- (6) 本プロポーザルの参加申請書を提出した後、参加を辞退する場合は、持参又は郵送により参加辞退届（様式8）を「13 問合せ及び提出先」に提出してください。

13 問合せ及び提出先

石垣市企画部ふるさと創生課ふるさと応援係

所在地：沖縄県石垣市字真栄里 672 番地

電 話：0980-87-9000

F A X：0980-82-1911

担当：上原（うえはら）、東嘉弥真（ひがしかやま）

furusatosousei@city.ishigaki.okinawa.jp

※本委託業務に関するメールを上記アドレスに送信する際は、メールのタイトルに「【ふるさと納税プロポ：企業名】 件名」を必ず入力してください。

審査基準

項目		内容	配点
業務遂行の体制	業務の実績	・ふるさと納税に関する本業務と同類または類似業務の実績は十分な。	15 点
	業務体制	・ポータルサイトの管理、返礼品の開拓、返礼品ページの作成、事業者との関係構築、寄附者対応など、幅広い業務を的確かつ迅速にこなせる体制を有しているか。 ・苦情、トラブル対応等において事業者と十分連携し、迅速な協議と対応ができるような体制となっているか。	15 点
	個人情報保護・情報セキュリティ対策について	・業務における個人情報の取扱いに十分配慮がなされており、個人情報・寄附情報について漏洩・盗難を防ぐための対策が適切か。	5 点

業務内容	ポータルサイトの管理・運営	・各ポータルサイトとの関係構築は十分か。 ・各ポータルサイトに掲載する返礼品ページ等の作成に関するノウハウ・スキルが十分か。 ・検索表示やクリック率を意識したサムネイルのデザイン・文字入れ、返礼品名などページの改善に向けた提案ができるか。	10 点
	寄附金受領証明書等の作成・発送	・申込受付から発送まで円滑に行える体制が整っているか。経費削減対策を提案できるか。	5 点
	返礼品発注及び発送管理	・返礼品提供事業者と連携を密にし、適正に返礼品の出荷依頼及び配送管理等を行う具体的な提案がなされているか。	5 点
	寄附者からの問合せへの対応について	・寄附者及び返礼品提供事業者からの問合せや苦情等に対し、適切かつ丁寧に対応することができる体制が整っているか。	10 点
	返礼品提供事業者との連携・関係構築	・返礼品提供事業者に対し、定期的な連絡・訪問等コミュニケーションが円滑に進められる提案がなされているか。	5 点
その他	導入計画及び事前準備	・優先交渉権者決定から業務開始までの事前準備も含め、返礼品提供事業者との連携体制の構築等、実現可能な導入計画となっているか。	5 点
	事業者同士の連携	・ふるさと納税等プロモーション業務受託者と連携が図れる体制となっているか。	5 点
	見積価格	・見積価格が提案限度額内の範囲にあり、提案内容に見合った適切な金額となっているか。	10 点
	提案能力について	・提案に独自性はあるか。 ・提案内容は全てにおいて分かりやすく、説得力のあるものか。	10 点
	100 点		